

群馬用土地改良区利水調整規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この土地改良区における農業用水の利用の調整については、この規程の定めるところによる。

(適用範囲)

第2条 この規程については、群馬用土地改良区維持管理計画書の受益地域について適用するものとする。

(原則)

第3条 この土地改良区は、気象、水象、かんがい及び地域の営農の状況を勘案した上で、前条の地区内にある農用地につき耕作又は養畜の業務を営む者（以下「耕作者等」という。）への農業用水の供給を適正に行わなければならない。

第4条 耕作者等は、この規程により定められた配水計画に基づき、適切に農業用水を利用しなければならない。

(管理区長会議)

第5条 管理区長会議で、農業用水の利用の調整を図るため、次の事項を行う。

- 一 理事長の諮問に対し、配水計画の作成に関する意見を答申する
- 二 用水期間中の利水の調整に関すること
- 三 その他の事項

第2章 配水計画

(配水計画)

第6条 理事会は、この規程に基づき、毎年度、配水計画を定めるものとする。

2 前項の配水計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 取水施設（綾戸取水口、岩本予備取水口）の最大取水量及び取水期間
- 二 配水量及び配水期間
- 三 揚水機場の運転計画
- 四 その他必要な事項

(意見聴取)

第7条 理事長は配水計画の案の作成に当たり、管理区の代表者から、翌年度の用水期間等についての意見を聴取するものとする。

2 管理区の代表者は、管理区にある農用地の組合員から聞き取り等を行い、その意向を把握するものとする。

(協議)

第8条 理事長は、配水計画の作成に当たり、必要に応じて、あらかじめ関係土地改良区その他の関係機関と協議を行うものとする。

2 理事長は、配水計画の作成に当たり、必要に応じて、農業協同組合その他理事会が必要と認める者から、地域の営農の状況等についての意見を聴取するものとする。

(周知)

第9条 理事長は、配水計画を定めたときは、速やかに、広報、その他の方法により組合員に周知するものとする。

第3章 用水期間中の対応

(渇水時等の対応)

第10条 渇水時等における通水制限等については、理事会が決定するものとする。

なお、急を要する場合にあつては、理事長が決定し、後日理事会に報告するものとする。

(問合せ先)

第11条 農業用水の利用の調整に関する問合せ先は、群馬用水土地改良区とする。

附 則 (令和2年3月18日議決)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。